

○第168回肥料・飼料等専門調査会

日時：令和3年12月8日（月）14：00～15：50

議事概要：

（１）動物用医薬品（ジアベリジン*）の食品健康影響評価について

審議の結果、「ジアベリジンは、評価の考え方^注の3の（3）の①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

* ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

注：「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。）（参考資料1）

（２）暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価における QSAR 利用について

3成分（エトパベート、オルメトプリム、スルファジアジン）については、QSAR ツールを用いた予測結果とその仮判定の提出を QSAR 変異原性評価チームに依頼することとなった。QSAR 予測結果の分類方針については、偽陰性を極力避ける観点から、より保守的な分類による仮判定を依頼することとなった。

（３）対象外物質（クエン酸）の食品健康影響評価について

「ポジティブリスト制度における対象外物質の評価について」を踏まえた審議の結果、クエン酸については、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留しその食品を摂取することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。